

京都大学大学院薬学研究科薬学研究支援センター  
共用研究機器利用等内規

(令和2年7月16日 薬学教授会決定)

(趣旨)

第1条 京都大学大学院薬学研究科薬学研究支援センター（以下「センター」という。）が管理及び運用する共用研究機器（以下「共用研究機器」という。）の利用については、この内規の定めるところによる。

(管理責任者)

第2条 センターに、共用研究機器の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、京都大学大学院薬学研究科薬学研究支援センター長をもって充てる。

(利用資格)

第3条 共用研究機器を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他管理責任者が認めた者

(利用申請)

第4条 共用研究機器を利用しようとする者は、管理責任者に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

(利用承認)

第5条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用負担金)

第6条 共用研究機器を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用負担金を負担するものとする。

第7条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、共同研究費、間接経費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
- (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた

期日までに、指定口座に振込むものとする。

- 2 前項に規定する負担方法により難いと管理責任者が特に認めた場合は、管理責任者が負担方法を別に定めることができる。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、共用研究機器の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を承認された共用研究機器（以下「利用共用研究機器」という。）を利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用共用研究機器を第三者に利用させないこと。
- (3) 利用共用研究機器に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。
- (4) センターの施設、共用研究機器等の保全に努めること。
- (5) その他管理責任者が指示する事項

- 2 利用者は、利用共用研究機器に異常があるときは、速やかに管理責任者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条における共用研究機器の利用承認を取り消し、又は共用研究機器の利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
- (2) 利用者が、申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 利用者が、利用負担金を本学が指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 本学の管理上の事由により共用研究機器の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

- 2 前項第1号から第3号までの事由により共用研究機器の利用承認を取り消し、又は共用研究機器の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用者は、共用研究機器の利用を終えたとき（前条第1項の規定により承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査確認を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その責に帰すべき事由によりセンターの施設、共用研究機器等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第12条 センターに所属する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用により知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(内規の変更)

第13条 薬学教授会は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、共用研究機器管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までにセンターのホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(その他)

第14条 この内規に定めるもののほか、共用研究機器の利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。